



神奈川県弁護士会

家族信託に関する 弁護士紹介

“信頼できる家族”に財産の管理処分を任せる、
これが家族信託です。

ただ、家族信託が利用できるのか、どのように計
画し、どのような手続きをしたらよいのか、わから
ない方も多いのではないのでしょうか？

そのような方のために、専門家である弁護士がお
手伝いいたします。まずはご連絡下さい。

【相談料】 30分まで 無料
(弁護士の事務所での相談。出張を希望する場合、5,000円〔税
込〕でご希望に応じます。)

【相談のお申込】 045-211-7700

(平日 9:30~17:00)

【弁護士のご紹介】 お申込から原則として1週間以内に担当弁護士か
らご連絡をいたします。

《詳しくは裏面をご覧ください》



神奈川県弁護士会 総合法律相談センター

〒231-0021 神奈川県横浜市中区日本大通9

法律相談までの流れ



家族信託に関する弁護士紹介の事業要綱

相談対象	生前の資産の管理・運用、遺言に代わる資産・事業の承継、残された家族の身上監護、等
内容及び条件	家族信託に関する法律相談であること
紹介弁護士	<p>弁護士会が相談を担当する弁護士1名をご紹介します。</p> <p>原則として、申し込みから1週間以内に担当弁護士から連絡が入ります。</p> <p>具体的な相談日はその際ご調整ください。</p> <p>※申込内容や申込状況により1週間以内のご連絡ができない場合もございます。</p>
相談時間	30分（相談時間の延長や継続相談は担当弁護士とご相談ください。）
相談料	<p>30分以内 無料（弁護士事務所等での相談。）</p> <p>※出張を希望する場合には、出張日当として5,000円（税込）をいただきます。</p> <p>※出張日当は、相談時に担当弁護士に直接お支払いください。</p>
相談場所	<p>原則として弁護士事務所で開催いたします。</p> <p>ただし、弁護士事務所へ来所することが難しい場合は、弁護士会が相当であると認めた場合には、出張相談も可能です。</p>
紹介できない場合	<ul style="list-style-type: none"> ●反社会的な個人からの申込みの場合（暴力団関係者など） ●違法な事業その他公序良俗に反する事業を行っている個人からの申込みの場合（悪徳商法など） ●風営法上の性風俗関連特殊営業を行っている個人からの申込みの場合 ●申込者が過去に禁錮以上の刑の言い渡しを受け、その効力が消滅していない場合 ●その他神奈川県弁護士会法律相談センターにおいて、派遣相談によるリーガルサービスの浸透を推進しようとする本制度の趣旨・目的に反し弁護士を派遣することが不相当と判断した場合
申込方法	<p>お 申 込：神奈川県弁護士会関内（本部）法律相談センター</p> <p>電 話：045-211-7700</p> <p>受付時間：平日 午前9時30分～午後5時</p> <p>※受付の際、「家族信託に関する弁護士紹介」の申込である旨、お伝えください。</p> <p>※なお、適任者がいない場合にはご紹介できない場合があります。</p>